

平成17年6月期 第一級海上特殊無線技士 試験問題

法規 12問
無線工学 12問 } 24問 1時間

法規

(注) 解答は、正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)してください。

(1) 免許人が無線設備の変更の工事をしようとするときは、総務省令で定める場合を除き、総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に対して、どのようなことをしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. その旨を届け出る。
2. 書類の訂正を受ける。
3. あらかじめ指示を受けるのみでよい。
4. あらかじめ申請してその許可を受ける。

(4) 無線局が臨時に電波の発射の停止を命ぜられることがある場合は、次のどれか。

1. 免許状等に記載された空中線電力の範囲を超えて運用したとき。
2. 発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
3. 発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えたとき。
4. 暗語を使用して通信を行ったとき。

(2) 船舶に設置する無線航行のためのレーダー(総務大臣が別に告示するものを除く。)は、電源電圧が定格電圧の±何パーセント以内において変動した場合においても安定に動作するものでなければならないか、無線設備規則に定める値を次のうちから選べ。

1. 20パーセント以内
2. 10パーセント以内
3. 5パーセント以内
4. 2パーセント以内

(5) 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要がある場合において、無線局に電波の発射を命じて行う検査では、何を検査するか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 送信装置の電源の変動率
2. 他の無線局の通信に与える混信の程度
3. 発射する電波の質又は空中線電力
4. 無線従事者の無線設備の操作の技能

(3) 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 携帯する。
2. 無線局に備え付ける。
3. 通信室内に保管する。
4. 通信室の見やすい箇所に掲げる。

(6) 電波法の規定により、無線局の免許人等は、無線従事者を選任又は解任したときは、どの手続をとらなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 遅滞なくその旨を届け出る。
2. 10日以内にその旨を報告する。
3. 速やかに総務大臣の承認を受ける。
4. 1箇月以内にその旨を届け出る。

法規

[7] 無線局を運用する場合において、無線設備の設置場所は、遭難通信を行う場合を除き、次のどれに記載されたところによらなければならない。

1. 免許状等
2. 免許証
3. 無線局事項書
4. 無線局免許申請書

[8] 無線電話通信において、機器の試験中、しばしばその電波の周波数により聽守を行って確かめなければならないことになっているのは、次のどれか。

1. 「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信が10秒間を超えていないかどうか。
2. 他の無線局から電波の発射の停止の要求がないかどうか。
3. 周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか。
4. 受信機が最良の感度に調整されているかどうか。

[9] 無線電話通信において、呼出しに使用した電波と同一の電波により通報を送信する場合、順次送信する事項のうち省略することができるのは、次のどれか。

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 相手局の呼出名称 | 1回 |
| 2. (1) 相手局の呼出名称 | 1回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| 3. (1) 相手局の呼出名称 | 1回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 1回 |
| 4. (1) こちらは | 1回 |
| (2) 自局の呼出名称 | 1回 |

[10] 遭難通信を行う場合を除き、その使用をできる限り短時間とし、かつ、1分以上にわたってはならない周波数の電波は、次のどれか。

1. 2,785 kHzの周波数の電波
2. 27,524 kHzの周波数の電波
3. 156.8 MHzの周波数の電波
4. 156.85 MHzの周波数の電波

[11] 無線局に備え付けておかなければならぬ時計は、その時刻を中央標準時又は協定世界時にどのように照合しておかなければならぬか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 運用開始前
2. 毎日1回以上
3. 每週1回以上
4. 毎月1回以上

[12] 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則に違反する無線局を認めた無線局は、どの手続をとらなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 国際電気通信連合に報告する。
2. 違反した無線局に通報する。
3. 違反した無線局の属する国の主管庁に報告する。
4. 違反を認めた無線局の属する国の主管庁に報告する。

(平成17年6月期)

第一級海上特殊無線技士「法規」採点基準及び解答

1 試験問題 A - 803 及び B - 801 12問

2 採点基準

配点及び合格点 配点 60点 合格点 40点(1問5点)

3 解答

問題	解答	問題	解答	問題	解答	問題	解答
[1]	4	[4]	2	[7]	1	[10]	3
[2]	2	[5]	3	[8]	2	[11]	2
[3]	1	[6]	1	[9]	3	[12]	4